

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小名浜支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年6月8日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。	令和5年 6月8日
4 収入事務（その4） 畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和5年 6月8日
意見又は要望とする事項	
収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）	令和5年 6月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 令和4年7月28日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占有期間が令和4年7月28日から同年9月25日までであることから、市道路占用料条例第4条第2号の規定により、1月末満の端数を1か月分とし、合わせて2か月分として算出すべきところ、3か月分として占用料を算出していた。</p> <p style="text-align: right;">（小名浜支所経済土木課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本件は、道路占用の始期と終期が、それぞれ7月、9月に属する占有案件です。</p> <p>算定に係る占有期間を3か月（7月、8月、9月）と誤認したことから、誤りが生じたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>誤って徴収した1か月分の占用料は、令和5年3月23日に還付しました。</p> <p>また、占有期間の算定方法を含め、占用料算定におけるルール等をまとめたチェックリストを作成し、事務処理に活用することとしました。</p>
<p>4 収入事務（その4）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 小名浜支所市民課において、畜犬登録等手数料として令和4年8月18日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月19日（金）までに払い込まなければならないが、同月23日（火）に払い込まれていた。</p> <p>【類例1件あり】</p> <p>なお、勿来支所市民課においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（小名浜支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>指定金融機関等の営業時間外等に受領し、金庫内に保管した現金の確認作業が漏れたことから、払込みの遅延が生じました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>指定金融機関等への払込みが遅延しないよう、出勤した際、毎朝、当該手数料に係る金庫内の現金を確認することとしました。</p> <p>あわせて、当該確認作業の漏れないよう、毎朝金庫内の現金確認が必要なことを示す表示を執務室に掲示しました。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>収入事務(収入金の納入通知に係る事務の適正化について)</p> <p>市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第43条の規定に基づき納期限を指定し、第47条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。</p> <p>今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。</p> <p>【事例1】 小名浜支所経済土木課</p> <p>※ 占用期間が2会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の遅延により、市道路占用料条例第3条ただし書に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p>	<p>遅滞なく納入通知書を送付するため、占用期間が2会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務について、手順やスケジュールを改めて複数の職員で確認するとともに、担当者間の引継ぎ書に明記することとしました。</p> <p>今後につきましても、早期に事前準備を行うなど、事務処理のスケジュール管理を徹底し、適正な事務執行に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p data-bbox="252 264 805 392">なお、勿来支所経済土木課、四倉支所経済土木課においても、同様の例が認められた。</p> <p data-bbox="491 405 805 443">(小名浜支所経済土木課)</p>	

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	勿来支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年6月6日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
4 収入事務（その4） 畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和5年 6月6日
意見又は要望とする事項	
収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）	令和5年 6月6日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 収入事務（その4）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 小名浜支所市民課において、畜犬登録等手数料として令和4年8月18日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月19日（金）までに払い込まなければならないが、同月23日（火）に払い込まれていた。</p> <p>【類例1件あり】</p> <p>なお、勿来支所市民課においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（勿来支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該手数料は、受領日に金庫に保管し翌営業日に銀行入金用のバッグに入れ入金していましたが、繁忙により銀行入金用バッグに入れ直すのを失念したことから、入金の遅れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>窓口で受領した手数料等について、受領日に銀行入金バッグに入れることとし、銀行入金用バッグへの入れ漏れを防止することで銀行入金の遅れが出ないように改善しました。</p> <p>なお、銀行入金用のバッグは、支所の大型金庫内に保管されていることから防犯上も問題ありません。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>収入事務(収入金の納入通知に係る事務の適正化について)</p> <p>市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第 43 条の規定に基づき納期限を指定し、第 47 条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。</p> <p>今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。</p> <p>【事例 1】 小名浜支所経済土木課</p> <p>※ 占用期間が 2 会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の遅延により、市道路占用料条例第 3 条ただし書に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p>	<p>占用期間が 2 会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務においては、事務担当者の異動や、更新許可申請未提出者への対応が重なり、占用数量の集計及びチェックに時間を要し、納入通知書の送付に遅延が生じてしまったものです。</p> <p>今後におきましては、収入事務や更新事務に従事する職員を増員し、担当者が異動となった際のバックアップを図るとともに、チェックに要する時間の短縮を図ることで、市財務規則及び市道路占用料条例の遵守及び適切な債権管理に努めてまいります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p data-bbox="236 264 790 398">なお、勿来支所経済土木課、四倉支所経済土木課においても、同様の例が認められた。</p> <p data-bbox="480 405 769 443">(勿来支所経済土木課)</p>	

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	内郷支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年6月8日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
3 収入事務（その3） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料の算定が不適切な例が認められた。	令和5年 6月8日
5 収入事務（その5） 行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和5年 6月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 収入事務（その3）</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電気料の算定が不適切な例が認められた。</p> <p>※ 行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日付財政部長通知）」の規定により、子メーターがある場合として算出しているが、算定の要素である「使用許可部分の電力使用量」と「使用許可部分を含む施設の電力使用量」の計量期間が一月異なっており、使用者の負担割合が不適切であった。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">（内郷支所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>私用電気料の算定にあたり、「使用許可部分の電力使用量」と「使用許可部分を含む施設の電力使用量」について、対応させるべき計量期間の認識を誤っていたことにより、事例が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>令和5年2月分の私用電気料から、適正な計量期間を基に算定し、私用電気を使用する相手方に対し請求を行うよう改めました。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、今回の指摘内容及び指摘の原因について支所内で共有し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、算定が不適正であった部分については、精査の上、還付又は追加徴収を行うこととします。</p>
<p>5 収入事務（その5）</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、督促が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 行政財産使用許可に伴う水道料金の実費負担金について、納期限である令和4年5月26日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年6月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年6月30日）までの間、督促が行われていなかった。なお、私用下水道料においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（内郷支所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市債権管理条例に基づいた督促の必要性について十分に理解しておらず、当該実費負担金の相手方が国の設置した公的機関であったこと及び請求月の翌月末に定期的に請求額の納入があったことから、納期限を過ぎてからの納入であっても督促を要さないものと誤認していたことにより発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>当該相手方に請求した水道料金の実費負担金及び私用下水道料については既に完納されていることを確認しておりますが、同様の誤りが発生しないよう、今後は担当職員及び担当係長が徴収簿を月1回確認し、納期限まで未納のある債権があった場合は、市債権管理条例及び同施行規則に基づき文書による督促を行う等、適切に処理を行ってまいります。</p>

### 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	四倉支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年6月1日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
2 収入事務（その2） 土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。	令和5年 6月1日
6 契約事務 契約事務において、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の見積合わせに参加させている例が認められた。	令和5年 6月1日
意見又は要望とする事項	
収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）	令和5年 6月1日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料については、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算出することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。</p> <p>令和4年6月14日に手数料を徴収した四倉地区の市道に係る境界確定事務においては、3境界を調査し3件分として750円と算出しなければならないところを2件分として500円と算出していた。</p> <p style="text-align: right;">（四倉支所経済土木課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本件の境界確定申請のあった土地の境界の隣接地は、市道内ではありますが所有者が建設省であることから、見落としてしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>1境界分の手数料250円は、令和4年12月27日に追加徴収いたしました。</p> <p>また、今後につきましては、複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務手続きの執行に努めて参ります。</p>
<p>6 契約事務</p> <p>契約事務において、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の見積合わせに参加させている例が認められた。</p> <p>※ 四倉支所消防用設備等保守点検業務委託に係る契約事務について、指名停止期間中（令和4年3月12日～令和5年12月11日）の有資格業者を随意契約の見積合わせに参加させていた。</p> <p style="text-align: right;">（四倉支所市民課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該有資格業者の入札参加の制限にかかる情報を事前に十分に確認せず、随意契約の見積合わせに参加させておりました。</p> <p>起案する担当職員から決裁者までのチェック体制が不十分であったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後につきましては、随意契約を行うにあたり、有資格者の入札参加の制限にかかる情報を事前に十分に確認した上で見積合わせに参加させる業者を選定するとともに、起工兼見積執行伺の段階で決裁者も含めて再度確認することにより、再発防止に努めます。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>収入事務(収入金の納入通知に係る事務の適正化について)</p> <p>市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第43条の規定に基づき納期限を指定し、第47条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。</p> <p>今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。</p> <p><b>【事例1】</b> 小名浜支所経済土木課</p> <p>※ 占用期間が2会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の遅延により、市道路占用料条例第3条ただし書に定める納期限</p>	<p><b>【事例1】</b></p> <p>占用期間が2会計年度以上にわたる道路占用料に係る収入事務について、占用の更新に当たり、更新の有無の確認に期間を要したことから、本来許可すべきであった許可日や納期限に遡った日付により許可書及び納入通知書を発行してしまったものです。</p> <p>今後につきましては、占用許可書と納入通知書を遅滞なく送付するため、その前段の事務となる更新の有無を期間内に確認できるよう、占用更新申請に係る依頼の前倒しを図り、適正な事務手続きの執行に努めて参ります。</p> <p><b>【事例2】</b></p> <p>行政財産の目的外使用許可に伴う附帯施設使用の実費負担に係る収入事務については、庁舎設備にかかる電気料金等の請求に対する支出伝票の起票日を通知日とした上で納期限を設定し、使用者に対し請求を行うべきでしたが、事務処理を失念し、納期限が到来した後に請求漏れに気づいたため、本来通知すべきだった通知日や納期限に遡って納入通知書を発行したものです。</p> <p>今後につきましては、地方自治法や市財務規則等の関係法規を遵守し、決裁者において庁舎設備にかかる電気料金等の支出伝票を決裁する際に、当該実費負担金にかかる調定及び納入通知についても併せて起票させるとともに、課内での処理状況を確認・共有するチェックリストを作成し活用することにより、再発防止に努めます。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>なお、勿来支所経済土木課、四倉支所経済土木課においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">(四倉支所経済土木課)</p> <p><b>【事例2】 四倉支所市民課</b></p> <p>※ 行政財産目的外使用許可に伴う附帯設備使用の実費負担金に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の失念により、市財務規則第43条第4号に定める納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>なお、遠野支所においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">(四倉支所市民課)</p>	